

滋賀県子ども政策推進本部の活動状況等について

1 子ども施策についての政府への提案・要望

資料①

(1) 概要

・6月に実施した国に対する提案・要望において、子ども政策推進本部での議論を経て、子ども施策に関連する項目を別冊としてとりまとめ、子ども家庭庁の小倉大臣をはじめ、政府に対して要望活動を行った。

(2) 提案・要望事項

- ① 幼児教育・保育の充実
- ② 全国一律の子どもの医療費助成制度の創設
- ③ 夢と生きる力を育む教育環境の整備
- ④ GIGAスクール構想の継続的な支援
- ⑤ 困難な環境にある子どもたちへの支援及び教育相談体制の充実
- ⑥ 社会的養護のもとで暮らす子どもへの支援の推進
- ⑦ 青少年の健全育成の推進
- ⑧ 子どもの成長過程を通じて子育てしながら誰もが活躍できる仕組みづくりと中小企業への支援強化
- ⑨ 子どもにやさしい社会づくりのための施策展開
- ⑩ 子ども関連予算の拡大と適切な役割分担

2 子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組の展開

資料②

(1) 概要

・本県では、子どもの笑顔と幸せあふれる社会を目指し、市町や民間等と連携して「すまいる・あくしょん」および「淡海子育て応援団」などの取組を進めてきた。基本構想に掲げる「子どもを真ん中に置いた社会づくり」を推進するための取組の一つとして、県立施設や庁舎の窓口等において、子ども連れや妊娠中の方が気兼ねなく外出できるよう、優先的に受付を行う窓口や駐車スペースの設置等の取組について全庁的に検討を行い、取組状況の公表を行った。

(2) 主な取組の事例

- ・優先受付窓口の設置
- ・子ども連れ等に配慮するための駐車スペースの設置
- ・授乳室やおむつ替えシートの設置
- ・キッズコーナーの設置や絵本の配架
- ・ベビーカーの貸出 等

掲示アイコン(例)



(3) 推進本部における議論

- ・様々な経験をする機会を広げることも含めて、滋賀らしい取組を検討するべきである。
- ・県内全域で幅広く取り組んでいただくことが重要であり、取組のない施設にも拡大できるよう、しっかりと周知していただきたい。

3 子ども施策に係る令和6年度施策構築方針に関する議論

資料③

(1) 概要

- ・県や国、市町の取組を、ライフステージや目的により整理し、課題と考えられる事項を示した資料をもとに、次年度の県の施策構築方針に向けて意見交換を行った。

(2) 推進本部における議論

- ・「民間との協働を進める」ことは重要な視点である。みんなで子ども政策に関わるという視点で、NPOや民間団体の方々のノウハウを活かすことができればよい。
- ・個別の施策だけでなく、一人ひとりが子どもに目を向けていくための、きっかけづくりとなる取組ができればよい。
- ・特別支援学級に通う子どもに対しては、それぞれの発達段階に目配りをして、切れ目のない支援を行う必要がある。

(3) 重視する視点

- ①「子どもとともに」という観点から、子どもの声、意見を聞くこと、子どもの権利を保障すること。
- ②子ども・子育てにやさしく、寛容な社会を作ること。
- ③産む子ども、生まれる子ども、一人ひとりを大切にすること。保健、医療、教育、食べること、こどもとしょかん等を中心とする。
- ④母親、父親、家族を含め、育む人に寄り添う視点、支える人々を支える視点を持つこと。
- ⑤虐待、不登校、引きこもり等のコロナ禍の影響に対して寄り添うこと。
- ⑥外国人世帯の子どもに対して、十分な手当を行うこと。

4 外国人児童生徒への支援の状況に関する報告

資料④

(1) 概要

- ・しが外国人相談センターの運営状況や、子どもに関する相談の状況について事務局から報告を行い、意見交換を行った。

(2) 推進本部における議論

- ・外国人の子どもへの教育について、環境を整えれば、学びたがっている子どもたちの可能性は引き出される。外国人児童生徒を支援する教員を十分に配置できるよう、国に強く働きかけていく必要がある。

5 その他

- ・こども家庭庁が進める「こどもまんなか応援サポーター」の滋賀県としての就任宣言を行った。

こどもまんなかとは

こどもや若者の意見を聴き、その意見を尊重し、こどもや若者にとってよいことは何かを考え、自分ができるアクションを実践します。どんなこどものことも考えていきます。(こども家庭庁)



令和6年度に向けた

滋賀県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

子ども施策についての 提案・要望書



令和5年6月
滋賀県

令和6年度に向けた子ども施策についての提案・要望

1	幼児教育・保育の充実	1
2	全国一律の子どもの医療費助成制度の創設	3
3	夢と生きる力を育む教育環境の整備	5
4	GIGAスクール構想の継続的な支援	7
5	困難な環境にある子どもたちへの支援及び教育相談体制の充実	9
6	社会的養護のもとで暮らす子どもへの支援の推進	11
7	青少年の健全育成の推進	13
8	子どもの成長過程を通じて子育てしながら誰もが活躍できる仕組みづくりと中小企業への支援強化	15
9	子どもにやさしい社会づくりのための施策展開	17
10	子ども関連予算の拡大と適切な役割分担	19

幼児教育・保育の充実

- ▶ 保育士等の職場環境のさらなる改善や、幼児教育・保育の無償化を拡充することにより、保育の質の向上を図る。

【提案・要望先】 内閣府

1. 提案・要望内容

(1) 保育士等の業務負担軽減と更なる処遇改善の推進

- 保育士等の負担軽減と質の向上を図るための職員配置の改善と、その実現に向けた人材確保と職場定着を図るための更なる処遇改善の実施
- 公定価格の基準を超え、調理員を配置している施設に対する支援

(2) 認可外保育施設における幼児教育・保育無償化の拡充

- 児童の大多数が外国人である認可外保育施設における保育従事者の基準緩和

2. 提案・要望の理由

(1) 保育士等の業務負担軽減と更なる処遇改善の推進

- 送迎バス内の子どもの置き去り事案や不適切な保育が全国で相次いだり、これらは、保育現場の過重な負担やそれに伴うストレスが一因と考えられ、現場からは、現行の職員配置では園児の安全を十分に確保できないとの声を聞いている。
- 誤食などのヒヤリ・ハット事案も把握しており、子どもたちにしっかりと目が行き届く体制の確保が必要。
- 国において示された職員配置の見直しと併せ、新たな保育人材の確保策も必要となることから、一層の処遇改善が必要。
- 市町や保育関係団体からは、調理員配置への支援を求める多くの声を聞いており、運営努力により基準を超えた配置を行っている施設への支援が必要。

(2) 幼児教育・保育の無償化の拡充

- 児童の多くが外国人である認可外保育施設においては、国の指導監督基準で求められている保育従事者数の要件を満たすことが困難な状況であり、経過措置期間終了後(令和6年10月以降)は、幼児教育・保育の無償化の対象外となる見通し。
- 国家戦略特区においては、その基準を緩和する取扱いが示されているが、本県は当該特区に指定されておらず、また、新たな募集も行われていない。
- 今後、外国人向けの認可外保育施設が継続して運営していくために、特に懸案となっている「保育士または看護師の資格を有する者を概ね3分の1以上」という配置基準を「外国の保育士資格有資格者等の十分な人数配置」および「日本の保育士資格有資格者を1名以上配置」といった基準へ緩和することが必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 保育士等の業務負担軽減と更なる処遇改善の推進

- 1・2歳児の保育士配置が5:1となるよう加配に要する経費を民間保育所等に県補助
- 職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）

全産業 35.2万円 > 保育士 30.3万円（差額 4.9万円）

（出典：全世代型社会保障構築会議（第1回）公的価格評価検討委員会（第1回）合同会議資料4）

- 日々、事故防止や安全確保、感染症対策に細心の注意を払いながら勤務を継続
- 調理員は、離乳食や食育指導に加えアレルギー除去の対応も求められ、現行の基本単価の基準による体制では対応が困難。

〔1施設あたりの調理員等配置状況（自園調理のみ）〕

〔食物アレルギー児童数〕

施設類型	利用定員			R5. 4. 1在籍児童数		
	40人以下 (1人配置)	41~150人 (2人配置)	151人以上 (3人配置)	食物アレルギー児童数	アレルギー児童の割合	
私立保育所	1.5人	2.9人	4.2人	11,698人	663人	5.6%
私立認定こども園	-	3.2人	4.9人	10,903人	672人	6.1%

（滋賀県調べ）

(2) 幼児教育・保育の無償化の拡充

- 県内の外国系認可外保育施設の現状
 - ・ 主に外国人の子どもを預かる施設は県内に3施設
 - ・ いずれもブラジル系の施設。母語であるポルトガル語で保育を実施。
 - ・ 令和4年度の立入調査実施時点で、3施設とも国の基準を満たせていない。
- 国の指導監督基準を満たせない背景
 - ・ 基準の項目は概ね100項目。
 - ・ 基準を満たすうえで、特に困難な項目は「保育に従事する者の資格要件」（保育士または看護師の資格を有する者を概ね3分の1以上かつ常時1名以上配置）
 - ・ 保育士確保にあたっては、認可園においても苦慮しているなか、ポルトガル語での保育に対応できる有資格者を確保することが極めて困難な状況となっている。
 - ・ 当該施設では、母国の有資格者を配置することで保育の質と安全の確保に努めており、これまで、滞りなく適切に施設運営されている。



【参考】特区内で適用される取り扱い

平成27年8月7日付け雇児保発0807第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する児童の全て又は多くが外国人であるものに係る認可外保育施設指導監督基準の取扱いについて」より

国家戦略特別区域内に所在する認可外保育施設で利用児童の多くが外国人であるものについては、次に掲げる要件に該当する場合には基準を満たすものと取り扱って差し支えない。

- (1) 外国人児童の割合が概ね2分の1以上
- (2) 外国の保育士資格有資格者等の十分な人数配置
- (3) 日本の保育士資格有資格者を1名以上配置
- (4) 知事が行う調査等に積極的に協力する

担当：健康医療福祉部 子ども・青少年局 子育て支援室
TEL077-528-3557

全国一律の子どもの医療費助成制度の創設

- 子育て世帯の経済的負担の軽減により、子どもの保健の向上と子どもを産み育てやすい社会の実現を図る。

【提案・要望先】 内閣府

1. 提案・要望内容

国による全国一律の子どもの福祉医療費助成制度の創設

- 全ての子どもが、全国のどこに住んでも安心して必要な医療が受けられるよう、子どもの医療費に関する全国一律の福祉医療費助成制度を創設すること

2. 提案・要望の理由

- 子どもの医療費助成は、子育て世代の保護者からの要望が多く、また、次世代育成支援の一環として重要な制度であり、県内市町等からも、制度の創設について要望がある。
- 令和5年3月31日に国が発表した「こども・子育て政策の強化について（試案）」の中の加速化プランにおいて、国民健康保険の減額調整措置の廃止に向けた取組が示されたところであるが、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設については明示されなかった。
- 国を挙げて、子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて取り組む中、子どもの医療費助成は、子育て世代の家庭の経済的負担を軽減することによって、子どもたちが医療機関を受診しやすくする環境を築くための重要な施策であり、本来は、ナショナル・ミニマムの保障として、国の責任で行われるべきものである。
- 同じ医療を受けても、居住地や住所地によって自己負担に差があるため、全国の全ての子どもがどこに住んでいても安心して必要な医療を受けられるという観点から、全国一律の負担軽減制度が必要である。

(本県の取組状況と課題)

- 平成 28 年 4 月から乳幼児福祉医療費助成制度に係る所得制限および自己負担の撤廃による完全無料化を実施。
- 実施主体である県内各市町において、独自事業として、小学校入学以降の児童・生徒に対する助成制度を拡充。
- 市町の財政事情や政策的な要素等から、対象年齢、自己負担金等の制度内容が異なる状況が発生。

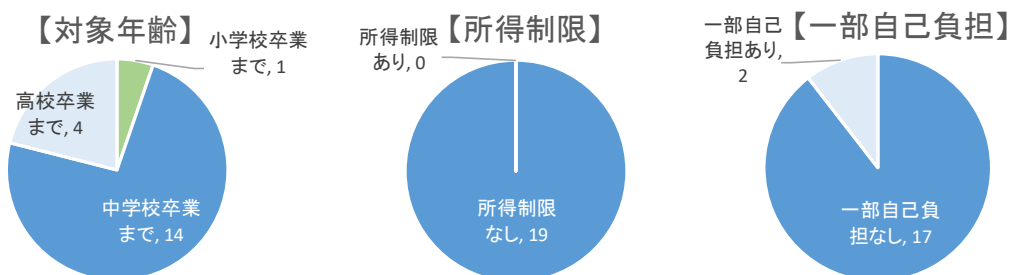
【県の実施事業】

子どもに係る医療費から保険給付の額を控除した額について、その費用の全部または一部を助成する経費を、実施主体の市町に補助する事業。

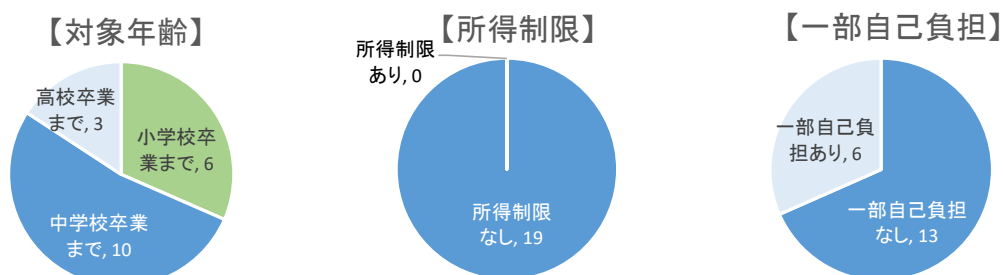
実施主体	市町（県単独事業）
負担割合	県 1/2、市町 1/2
助成対象	入院、通院ともに就学前まで
自己負担	なし
所得制限	なし
令和 5 年度当初予算額	約 11 億円

【19 市町の状況】（令和 5 年 4 月 1 日現在）

<入院に対する助成の実施状況>（単位：市町数）



<通院に対する助成の実施状況>（単位：市町数）



担当：健康医療福祉部子ども・青少年局家庭支援推進室
TEL 077-528-3554

夢と生きる力を育む教育環境の整備

- 質の高い教育と様々な課題を抱える子どもたちへの対応を充実させるため、教員が心と時間にゆとりをもって子どもに関わることができる教育環境を整える。
- 教員不足が大きな課題となる中で、より優秀な人材を教員として確保するため、教職員が笑顔で働ける職場環境を実現する。

【提案・要望先】 文部科学省

1. 提案・要望内容

(1) 新しい時代の学びの環境整備および多様な教育課題への対応

○少人数教育のさらなる推進

- ・少人数学級編制拡充のための定数改善（中学校および高等学校における35人学級編制の実現）
- ・少人数習熟度別指導等の充実のための指導方法工夫改善定数の現行数維持

○専門性の高い教科指導を実現する専任教員の配置

- ・小学校における教科担任制を一層推進するための専科教員の配置拡充

○複雑化・困難化する教育課題に専任する教員配置の拡充

- ・不登校やいじめ、暴力行為の解消を目指し、指導体制を強化する専任教員の拡充
- ・教育相談機能充実のための養護教諭の複数配置基準の改善
- ・共同調理場における栄養教諭の配置基準の改善
- ・特別支援学校と小学校の双方に学籍を置いて学ぶ副籍制度を推進するため、副籍のコーディネーターを行う、特別支援教育コーディネーターの加配の拡充

(2) 優秀で多様な人材の確保

○教職員が笑顔で働くことができる職場環境づくり

- ・教職員が安心して休暇・休業等の制度を利用できる職場体制を実現するための定数改善
- ・中学校部活動の円滑な地域移行と働き方改革推進のための部活動指導員の拡充
- ・校務運営の充実に向けた共同事務推進のための事務職員加配の拡充

○すべての子どもたちがより本に親しめる環境づくりに向け、学校図書館機能充実のための図書館事務を担う専門事務職員の加配拡充

○勤務実態に見合った処遇を可能とする給与制度の実現

○地方の教員養成大学への運営費交付金の拡充

2. 提案・要望の理由

(1) 新しい時代の学びの環境整備および多様な教育課題への対応

○本県の不登校やいじめ、暴力行為など、生徒指導上の現状と課題、子どもたちの健康課題等を踏まえ、専任教員や養護教諭、栄養教諭の配置の充実を図る必要がある。また、学力向上のための人員配置の拡充が必要。専門性の高い教育により、どの児童にも確かな学力を身に付けさせるために、小学校高学年において、専科教員の配置を一層拡充する必要がある。

(2) 優秀で多様な人材の確保

○教員不足が大きな課題となる中で、効果的で質の高い教育活動を行うためには、より優秀な人材を確保する必要がある。そのためには、定数を改善し、教職員が安心して休暇・休業制度を利用できる職場体制を整え、働き方改革を加速させるとともに、勤務実態に見合った処遇となる給与制度を実現することで、教員の士気、教職の魅力を高める施策が必要である。また、地域の教育を担う人材を養成する教育機関の更なる充実が求められる。

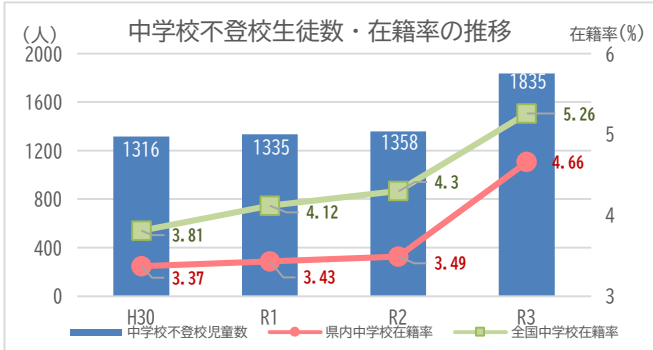
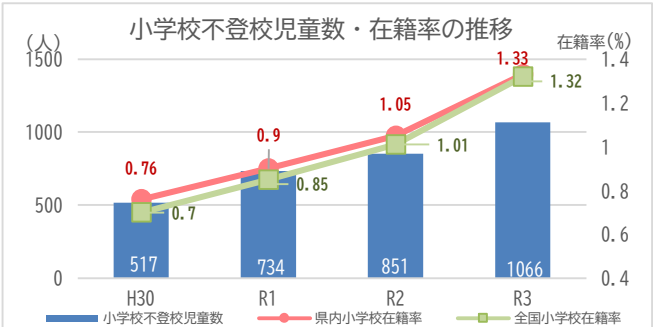
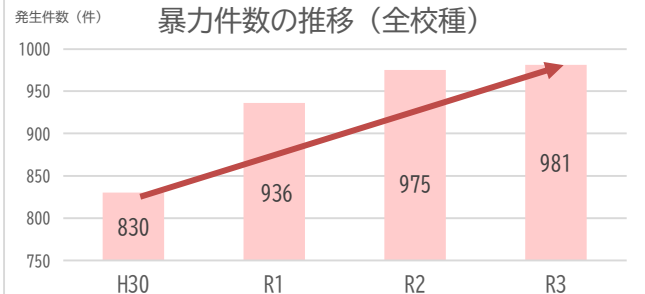
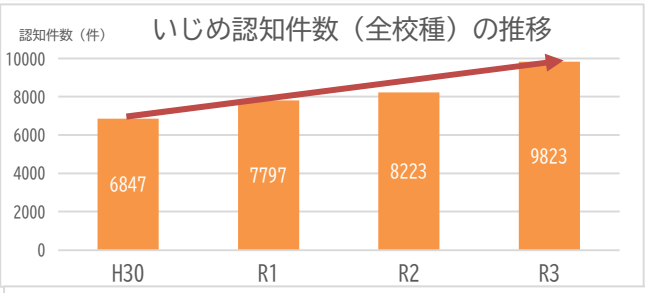
(本県の取組状況と課題)

(1) 新しい時代の学びの環境整備および多様な教育課題への対応

(2) 優秀で多様な人材の確保

本県は、不登校やいじめ、学力、体力の向上、特別支援教育などの課題を総合的に解決するために、少人数学級編制を小中学校全学年で実施するとともに、**個に応じた習熟度別学習指導の取組を進め、一定の教育効果を挙げている**。しかし、依然として教育課題が多く、特に**不登校やいじめ、暴力など生徒指導上の諸課題については深刻な状況**。これら諸課題への対応と授業づくり等において、教員は長時間を費やしている現状がある。現状克服のためには、**一層の定数改善や加配の充実**を図るとともに、優秀な人材を確保していくため、**勤務の実態に見合った処遇改善**が求められる。

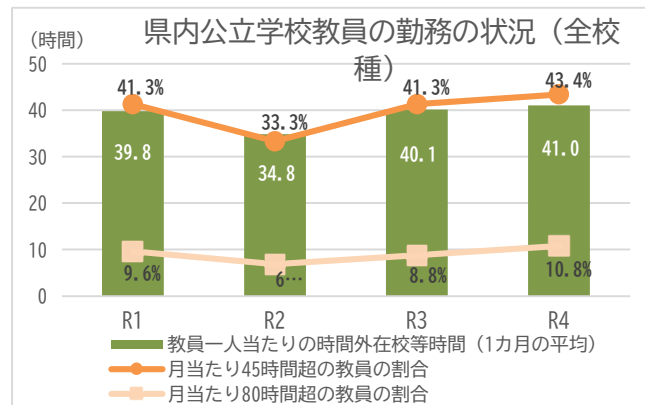
年々増大する生徒指導上の諸課題への対応には定数改善や専任教員等の充実が必要



教員が安心して休暇・休業等の制度を利用できる職場体制実現には定数改善が必要

定数改善例を小学校の標準学級数に基づき計上すると、12学級規模では、担任外は6名（教頭含む）の配置で、教員一人当たりの持ち時数（週）の3時間程度を軽減できる。

標準学級数	1	3	5	6	7	11	14	21	30	36
【本県配置基準】 学級担任以外の教員数（教頭含む）	0	1	1	2	2	2	3	4	4	4
【定数改善後】 学級担任以外の教員数（教頭含む）	0	2	3	4	5	6	7	8	9	10



勤務実態に見合った処遇改善が求められる

一例として本県教員の勤務実態から教職調整額を試算

- 教職調整額4%の根拠
→S41年度文部省「教員勤務状況調査」の1週間の平均超過勤務時間より算出
(小中学校平均超過勤務時間約1.77時間)
- 本県公立学校における令和4年度教員一人当たりの1週間の平均時間外在校等時間
=約9.5時間

すべての子どもたちがより本に親しめるよう、滋賀ならではの「こどもとしょかん」の検討を進めており、学校図書館機能充実のための図書館事務を担う専門事務職員の加配拡充が必要

GIGA スクール構想の着実な実施に向けた継続的支援

- 誰一人取り残さず、全ての児童生徒の可能性を最大限に引き出す学びを実現する
- 教育における ICT の効果的な活用について、市町に対し広域的な支援を行う

【提案・要望先】 文部科学省

1. 提案・要望内容

(1) GIGA スクール構想に係る継続的かつ十分な財政支援

- 学習者用端末の更新期において、国による十分な財政措置を行うこと
- GIGA スクール運営支援センターに係る財政措置の継続および充実を図ること

(2) 1人1台端末を活用した学びの充実にに向けた支援

- デジタル教科書を無償で使用できるようにするための財政措置を行うこと
- デジタル教材や関連するソフトウェア、通信費について、更なる財政措置を行うこと

2. 提案・要望の理由

(1) GIGA スクール構想に係る継続的かつ十分な財政支援

- 各学校においてデジタルを活用し、誰一人取り残さない教育を推進するためには、1人1台端末環境の維持が不可欠。
- 市町の財政力のみでは、端末の更新に対応することが困難であることから、導入時と同様、国による財政支援が不可欠。
- GIGA スクール運営支援センターに係る運営経費の補助について、令和6年度まで国の補助事業が予定されているが、その後も支援体制の維持が必要。
- 支援センターに係る国庫補助については、対象の学校1校につき、補助上限額が設定されているが、更なる機能充実のためには、上限額の引き上げが必要。

(2) 1人1台端末を活用した学びの充実にに向けた支援

- 1人1台端末を更に効果的に活用し、学びの質を向上できるよう、デジタル教科書やデジタル教材等を導入するための財政支援が必要。
- 活用の幅を広げるため、通信費等のランニングコストについても更なる財政支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

条例および推進計画の策定

- 滋賀県では、議員提案により令和3年度に「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」を策定し令和4年4月1日より施行。
- 条例に基づき、滋賀県教育委員会では、令和4年度に滋賀県独自の学校教育の情報化推進に向けた計画（滋賀県学校教育情報化推進計画）を策定。3年間の期間で、以下の基本方針のもと、目標達成に向け、ICTを活用した教育の推進に全県的に取り組んでいく。

○基本方針

目的	次代の社会を担う児童生徒の生きる力を育む学びの実現
施策の柱 および 施策の目標	I.〔児童生徒〕 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成 ICTの活用により、児童生徒の情報活用能力等の資質・能力を高める
	II.〔教職員〕 教職員のICT活用指導力の向上 教職員のICT活用指導力の向上や意識改革、技術的支援により指導体制の強化を図る
	III.〔環境〕 ICTを活用するための環境の整備 端末やネットワーク環境等の学校ICT環境の整備を一層推進する
	IV.〔体制・校務〕 ICT推進体制の整備と人材の確保 ICTを活用した校務の効率化や働き方改革を推進する

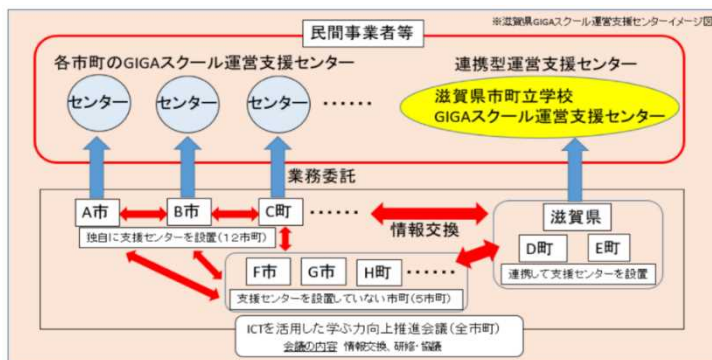
○数値目標（目標は令和7年度末の目標値）

項目	現状	目標
前年度にICT機器を活用した授業を1クラス当たりほぼ毎日行った割合（全国学力・学習状況調査）	小 67.6%（R4）	小 100.0%
	中 65.7%（R4）	中 100.0%
	高 未調査	高 100.0%
授業にICTを活用して指導できる教員の割合〔「できる」や「やである」の割合〕（学校における教育の情報化の実態等に関する調査）	小 74.4%（R3）	小 90.0%
	中 69.5%（R3）	中 90.0%
	高 65.4%（R3）	高 90.0%
情報活用の基盤となる知識や態度について指導できる教員の割合〔「できる」や「やである」の割合〕（学校における教育の情報化の実態等に関する調査）	小 58.9%（R3）	小 80.0%
	中 88.3%（R3）	中 95.0%
	高 82.5%（R3）	高 95.0%
特 未調査	特 100.0%	
特 未調査	特 100.0%	
特 未調査	特 100.0%	

(1) GIGA スクール構想に係る継続的かつ十分な財政支援

GIGA スクール運営支援センターの設置

- 県内の GIGA スクール運営支援センター設置状況（県内 19 市町の状況）
 - ・市町が単独で支援センターを設置 12 市町
 - ・県と連携して支援センターを設置 2 町
- ICT を活用した学ぶ力向上推進会議（対象：市町教育委員会の担当者）
 - ・全 19 市町参加の連携会議を定期的で開催（令和 4 年度は 3 回）
 ⇒ 研修や情報共有を通して知見を深めるとともに、連携型支援センターの機能拡充、連携範囲の拡大を目指す。



(2) 1人1台端末を活用した学びの充実に向けた支援

デジタルドリル教材の活用

- 県内ほぼ全ての市町立小中学校で、デジタルドリル教材を活用。
- 児童生徒1人につき、年額1千円～2千円程度の使用料が必要で、その経費は、市町または家庭が負担している。



困難な環境にある子どもたちへの支援 及び 教育相談体制の充実

- 困難な状況にある子どもたちを社会全体で育む環境をつくり、子どもを真ん中においた社会づくりを進める

【提案・要望先】 文部科学省

1. 提案・要望内容

(1) SCやSSWの補助率の引き上げを含む配置の拡充

- スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）による支援体制の充実と人材の確保

(2) いじめや不登校対応のための教員の配置

- 増加しているいじめへの対応や不登校の子どもたちへの支援を行い、関係機関等との連携を図るコーディネーターの配置

2. 提案・要望の理由

(1) SCやSSWの補助率の引き上げを含む配置の拡充

- 多様化・複雑化している生徒指導上の諸課題に対応するためには、生徒指導の充実や教育相談体制の整備が必要。
- 増加している困難な環境にある子どもたちへの支援のため、SC、SSWの役割はますます重要であることから、更なる配置の拡充が必要。
- 小・中学校を中心に配置しているSC、SSWを、近年ニーズが高まっている高等学校や特別支援学校でも配置拡充できるよう、更なる国による財源の確保が必要。

(2) いじめや不登校対応のための教員の配置

- 子どもや保護者、教員のニーズを把握し、SC、SSWを有効活用するためには、コーディネーターの役割を担う教員の配置が必要。
- 教育と福祉、県と市町の連携による取組を推進し、切れ目のない支援を図るためには、関係機関連携を推進する教員の配置が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) SCやSSWの補助率の引き上げを含む配置の拡充

SC、SSWの相談状況

○SCの配置の状況（令和4年度）

- 【小学校】県内35校に配置し、毎月3回程度勤務
- 【中学校】すべての学校に配置し、毎月5回程度勤務
- 【高等学校】すべての学校に配置し、毎月3～4回程度勤務
- 【特別支援学校】配置はなし

<課題>

カウンセリングの予約が2・3か月後しか取れないことがあり、支援のタイミングを逃すことがある。

※相談人数：令和元年度8,670人、令和2年度9,164人、令和3年度10,065人

○SSWの配置の状況（令和4年度）

- 【小学校】県内20校に配置し、週2回程度勤務
- 【中学校】配置小学校から派遣
- 【高等学校・特別支援学校】要請に応じて派遣

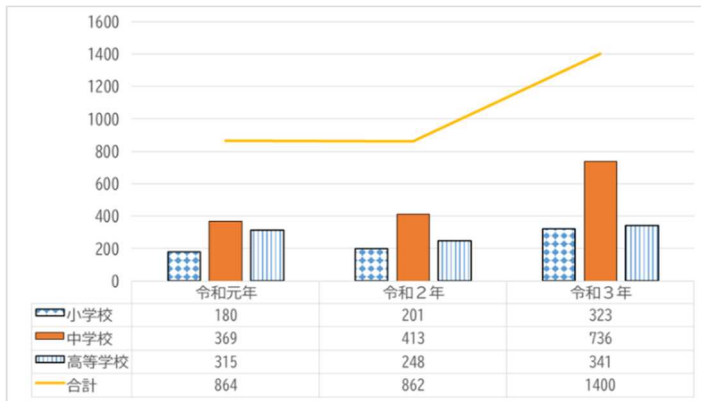
<課題>

1人のSSWが複数校を対応することから、学校のニーズにタイミングよく応えられない場合がある。

※対応した児童生徒数：令和元年度1,345人、令和2年度1,616人、令和3年度1,787人

専門的な相談・指導等が必要な子どもの数

○専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒



○不登校児童生徒総数

令和元年 令和3年
2,693人 → 3,628人 (1.34倍)

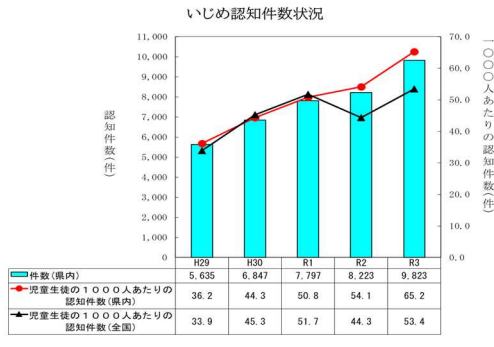
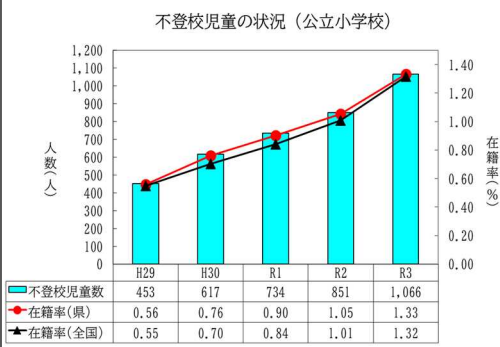
○専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒総数

令和元年 令和3年
864人 → 1,400人 (1.62倍)

(2) いじめや不登校対応のための教員の配置

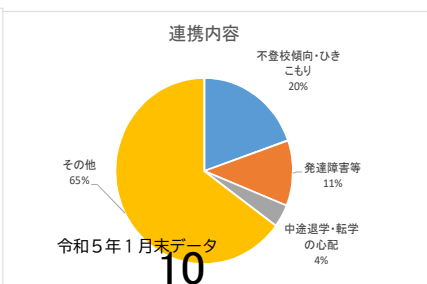
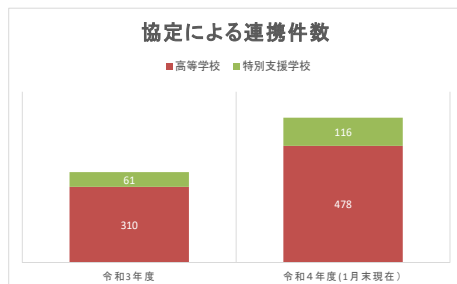
いじめや不登校等への対応

増加（早期支援必要）
小学校における不登校児童数の



過去最多
公立学校のいじめ総認知件数は

○令和3年度より、「児童生徒の健全育成のための県と市町の連携に関する協定」に基づいた取組を開始した。



担当：教育委員会 幼小中教育課
生徒指導・いじめ対策支援室
TEL 077-528-4668



社会的養護のもとで暮らす子どもへの支援の推進

- 社会的養護のもとで暮らす小学生の学習塾や文化、スポーツ等の習い事の利用を支援することにより、学力の取戻しや自己肯定感の育成等を図る。

【提案・要望先】内閣府

1. 提案・要望内容

小学生への学習等支援の拡充

- 小学生の学習塾および文化・スポーツの習い事等にかかる費用を措置費の対象とした支援の拡充

2. 提案・要望の理由

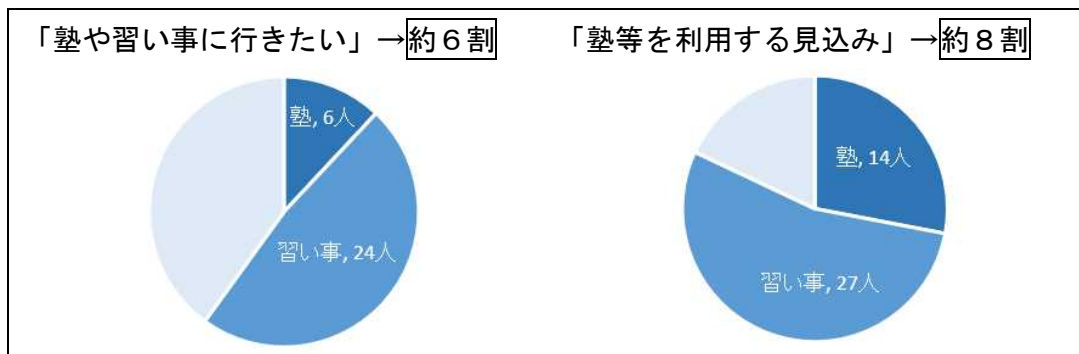
- 児童養護施設や里親などの社会的養護のもとで暮らす子どもたちは、虐待や貧困などの家庭環境により、コミュニケーション力や社会性が乏しかったり、読み書きや計算などの基本的な学習能力・習慣を身に付けていないことが多く、こうした学習の遅れなどが施設等退所後の対人関係や社会的自立を困難にする一因となっている。
- 施設職員は、食事や入浴などの日常の世話から、保護者対応、学校行事への参加や進学・就職相談など業務が多岐にわたり、基礎学力、基礎体力向上等に向けた学習・スポーツ・音楽など専門的な対応が困難となっている。また、措置されている小学生児童の約6割が発達障害等の課題を抱えており、一般家庭とは異なる育ちの環境にあるため、より配慮のある支援が必要となっている。
- 民間の調査では、一般世帯の小学生の約7割は学習塾のほか水泳や音楽などスポーツや文化に関する習い事に通っており、「児童養護施設運営指針」でもこうした活動等について、子どもの希望を尊重し、可能な限り参加を認めるよう示されているものの、措置費など財政的な支援が整っておらず、子どもたちの多様なニーズに対応できていない。

(本県の取組状況と課題)

(1) 施設等の現状と課題

- 令和3年7月「児童養護施設（回答：4/4施設）」および「ファミリーホーム（回答：6/17施設）」に対し、学習支援等に関する調査を実施。
- 小学生措置児童の約6割が塾や習い事に行きたいと言ったことがあると回答。さらに、施設等職員に「塾等の利用を希望すると思われる小学生」の数を聞いたところ、約8割が利用するのではないかと回答があり、改めて子どもたちの多様なニーズに対応できていないことが明らかとなった。

【表1】塾等の利用の意向・見込み（50人中）



※ ここでいう「習い事」は、塾以外の音楽教室やスイミングスクール等、文化・スポーツ等を指す。

【表2】より配慮のある支援を要する児童の状況（50人中）

発達障害の診断を受けている児童数	8人
上記以外の児童で職員等が「発達に課題がある」と感じている児童数	22人
計	30人

(2) 本県の小学生への学習等支援の取組

- このことを踏まえ、令和5年度より小学生（高学年）における塾代、文化・スポーツ等に関する学習等支援事業を創設し、学力の取戻しや自己肯定感の育成等を支援。

【事業名】社会的養護のもとで暮らす子どもたちの学ぶ力サポート事業

支援額：1人あたり 10千円/月

〔予算額 5,760千円〕

対象：社会的養護のもとで暮らす小学生（4～6年生）

【参考】現行の措置費支給対象額（国）

	学習塾費	部活動費
小学生	なし	なし
中学生	実費相当額	実費相当額
高校生	上限 20,000～25,000円	上限 23,300円(公立)/34,540円(私立)

担当：健康医療福祉部 子ども・青少年局 家庭支援推進室 虐待・非行防止対策係
TEL 077-528-3551



青少年の健全育成の推進

- こどもまんなか社会の実現に向け、社会参画活動の活性化を通じて青少年の健全育成を図る。

【提案・要望先】内閣府・文部科学省

1. 提案・要望内容

青少年の社会参画活動の活性化

- 青少年の社会参画活動に対する社会全体の理解醸成を図るための広域的な情報発信と活動活性化に向けた環境整備
- 青少年の社会活動を後押しするための交付金制度の拡充

2. 提案・要望の理由

- 「こどもまんなか社会」の実現に向けた政策が強力に推進される中、乳幼児期や義務教育課程にある子どもや子育てに関する施策とあわせて、青少年を対象とした施策を拡充し、一体的な理念として社会に浸透させることが重要。
- 青少年の社会参画活動を活性化するためには、国による優良事例紹介などの広域的な情報発信により国民の理解を醸成するとともに、休暇取得に関する企業の協力や職場のサークル活動としての位置付けといった青少年が活動に参加しやすくなる仕組みの整備等による社会全体の構造・意識の改革が必要。
- 本県では、特に、青少年の地域活動において、多くの熱心な若者が育ち、地域のリーダーとしての活躍につながってきたところであり、子ども施策に係る計画においても「青少年の健全な成長」を位置づけているが、青少年の活動の多様化などにより、近年、参加者が減少傾向にあることから、琵琶湖をはじめとした滋賀ならではの体験活動や環境保全を目的とした社会活動など幅広い活動を対象とした新たな助成制度を創設し、民間との協働により青少年活動の活性化を図ることとしているところ。
- 青少年の自立性・社会性の獲得は、子どもの成長における重要な要素であり、その機会を充実させることは、子どもから若者、子育て世代までを切れ目なく支援する上で重要であることから、既存の交付金制度の拡充により、このような支援を後押しし、全国的な機運を醸成することが必要。

(本県の取組状況)

(1) しが若者ミーティング事業

○目的：若者が地域と関わり合いながら主体的に活動するための新たな気づきや新しく活動を始めるきっかけ作り、また参加者同士の交流によるつながり作り。

○内容：若者による活動内容の発表や若者による活動団体との交流・意見交換等

- ・コーディネーター、ゲストスピーカーによる話題提供
- ・若者の活動実施団体による話題提供
- ・グループセッション、全体セッション

○実績：年2回開催(6/25、11/5)、延べ35名参加

○参加者の意見

「活気あふれる若者同士で交流できてよかった。」「同じ滋賀県で活動する仲間がたくさんいることが嬉しい。」「自分がしている活動も、改めてやりがいを感じる活動だと実感できた。」



(2) 青少年団体ネットワーク事業

○目的：青少年関係団体相互の理解と協力体制の強化、今後の地域社会全体での青少年育成活動の一層の推進。

○内容：県内の青少年関係団体が一堂に会し、各団体の現状や実践、今後の方策等について意見交換を行う。

○実績：意見交換会 年3回開催(6/3、10/21、2/22)、延べ17団体参加

フォーラム 年1回開催(11/26)、14団体30名参加



(3) (仮称)協働で進める子ども・若者まんなか活動助成事業〈R5〜〉

○目的：子どもたちの健やかな育ちや学びの機会、若者が地域で幅広い年代の人々と関わり、様々な体験をする機会の創出。

○内容：NPOのスキルアップや団体間連携による新たな活動創出の機会作りなど民間活動の育成と促進を図り、社会全体で子ども・若者に向けた支援の取組を進める。(NPO等への複数年度にわたる公募型助成)

(4) 青少年の海外交流

○内容：これまでからミシガン州や中国湖南省との青少年による友好交流を実施しており、令和5年度には中国湖南省との提携40周年を記念して高校生書道交流を予定。

担当：健康医療福祉部 子ども・青少年局
子ども未来戦略室 総務・青少年係
TEL：077-528-3550

子どもの成長過程を通じて 子育てしながら 誰もが活躍できる仕組みづくりと中小企業への支援強化

- ▶ 生まれる前からの切れ目のない子育て支援により、安心して出産や子育てができる社会を構築するとともに、子育てをしながらも誰もが自分らしく活躍できる社会を実現する。

1. 提案・要望内容

【提案・要望先】内閣府・厚生労働省

(1) 人的資源・財務基盤の脆弱な中小企業への支援強化

- 育児休業取得時の代替要員の確保、周囲の従業員の負担軽減、モチベーション確保等を行う中小企業に対する助成措置の大幅な強化

(2) 成長過程を通じて子育てしながら誰もが活躍できる仕組みの構築

- 妊娠・幼児期だけでなく、学齢期など子どもの成長過程を通じて、誰もが希望に応じたキャリア形成と子育ての両立を可能とする仕組みの構築（法整備を含む）

2. 提案・要望の理由

(1) 人的資源・財政基盤の脆弱な中小企業への支援強化

- 本県で働く従業者の8割以上を占める中小企業では、少子高齢化による労働人口の減少等の影響により慢性的な人材不足が顕著であり、また属人的な業務形態も相まって、従業員の育児休業取得に対応できる代替要員が確保できない現状がある。また、周囲の従業員への負担増大により、モチベーションの低下を招くことが課題となっている。
- このため、既存の両立支援等助成金においては、代替要員確保に対する助成額の拡大と併せ、周囲の従業員の負担軽減に資する業務改善や人材育成、モチベーション確保への対策経費についても支援の対象とするなど大幅な強化が望まれる。

(2) 成長過程を通じて子育てしながら誰もが活躍できる仕組みの構築

- キャリア形成と子育ての両立を目指す中で、女性だけが育児休業の取得や短時間勤務を強いられたり、結果的に離職を余儀なくされ、非正規雇用など不安定な就労形態を選択せざるを得ず、自身の望むキャリアを断念するケースがある。
- このため、妊娠・出産から乳幼児期だけでなく、学齢期など子どもの成長過程を通じて子育てしながら誰もが活躍できる仕組みの構築が必要である。

(本県の取組状況と課題)

- 事業主や従業員それぞれがこれまでからの子育ての考え方を見直し、誰もが自分らしく活躍し、多様で柔軟な働き方ができる環境の実現に向け、国の制度改正や支援制度を周知啓発するとともに、気運醸成につながる取組を進めている。
- 誰もが進学や就職、結婚や出産といった人生の節目において希望に応じた生き方や働き方を選べるように、これまで女性のライフステージに応じた切れ目のない施策を部局連携で展開してきた。

【課題】

(1) 人的資源・財政基盤の脆弱な中小企業への支援強化

- 多様で柔軟な働き方ができる環境整備が中小企業では進んでいない。

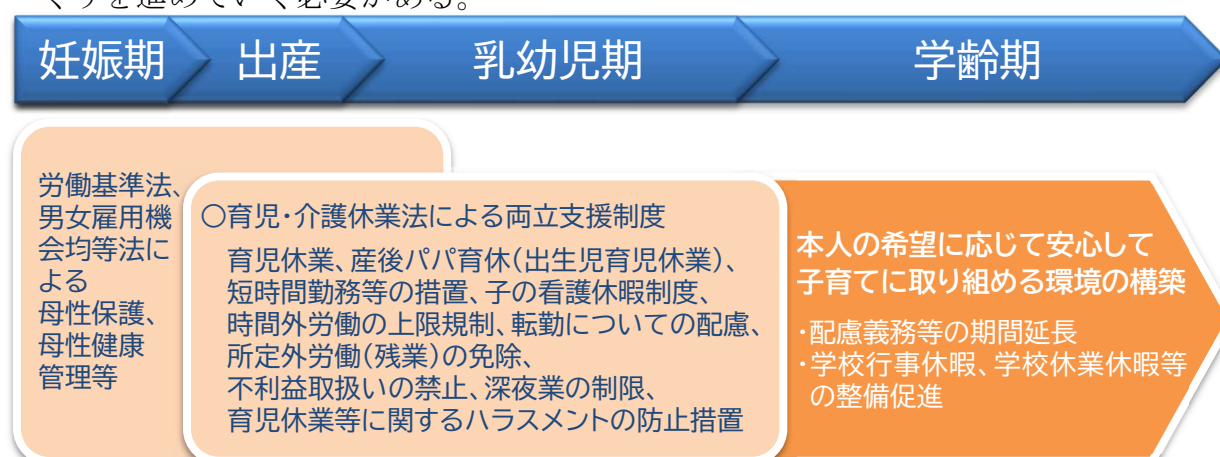
項目	1,000人以上	10～29人
育児のための短時間勤務制度	90.4%	54.3%
育児に携わる従業員の所定外労働の免除	75.3%	43.0%
テレワークの在宅勤務制度	46.6%	11.0%
変形労働時間制	57.5%	29.8%
長時間労働抑制について経営トップがメッセージ発信	52.1%	22.5%

出典：令和4年滋賀県労働条件実態調査

- 中小企業からはアンケート等で従来から「支援制度を知らなかった」との回答が多数あり、支援制度の効果的な広報が課題である。また、仕事と子育ての両立支援において、業務改善や人材育成などにも取り組まれる事業者は、国の両立支援等助成金と他の助成金を併用して手続きする必要がある。

(2) 成長過程を通じて子育てしながら誰もが活躍できる仕組みの構築

- 女性の活躍という視点だけでなく、子どもの視点に立ち、大人へと成長するまでの間、誰もが子育てに関わりながら、自身のキャリア形成も実現できる社会環境づくりを進めていく必要がある。



担当：商工観光労働部労働雇用政策課 TEL 077-528-3751
女性活躍推進課 TEL 077-528-3771

子どもにやさしい社会づくりのための施策展開

- 社会全体の構造・意識の改革を進めることにより、子ども・子育てにやさしい社会の実現を図る。

【提案・要望先】内閣府

1. 提案・要望内容

子どもや子育て中の方々の声を踏まえた施策展開

- 子どもや子育て中の方々の声を大事にした施策の確実な展開と国民運動による機運醸成

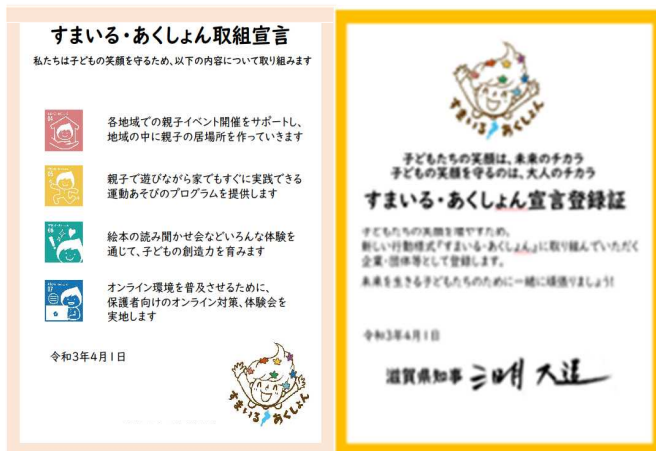
2. 提案・要望の理由

- 「こどもまんなか」社会の実現のためには、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人が子どもや子育て中の方々を応援するとともに、子どもや子育て中の方々がそのことを実感できる社会となるよう、社会全体の構造・意識の改革を進める取組の着実な実施が必要。
- 令和5年3月31日に国が発表した「こども・子育て政策の強化について（試案）」においても意識改革に国民運動として取り組むことが示されたところであり、子ども政策を実効あるものとするには、国や地方団体だけでなく、企業や民間団体、個人をも巻き込んだ取組が重要であると共感するところ。
- 本県では、生まれてきた全ての子どもたちを対象に贈り物を届ける等の社会で子どもを支援する事業や、コロナ禍においても子どもたちの笑顔を増やし、子どもたちが生き生きと過ごすための生活様式である「すまいる・あくしょん」を約3万人の子どもの声を集めて策定。参画する事業者とともに社会の行動変容に繋がる事業を独自にいち早く展開している。
- 国においても、地方での取組と十分に連携し、子どもや子育て中の方々の声を大事にした施策を確実に展開するとともに、社会全体の機運醸成および国民の行動変容の実効性を保つことが必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 「すまいる・あくしょん」

- コロナ禍の下で子どもの笑顔を増やすためにみんなが取り組める行動や方法、条件などを、約3万人の子どもの声を集め、子ども目線の新しい行動様式として定めた（令和2年10月）。
- 専用Webサイトや体験型イベント（R4来場者約2,600人）の開催等を通じて周知を行い、趣旨に賛同する民間企業や団体を募り、取組を広げている。
- 実績
「すまいる・あくしょん宣言」
企業・団体数 93者（R5.5.1時点）



(2) 「滋賀で誕生ありがとう事業」

- 滋賀で誕生した子どもやその家族に「おめでとう」「ありがとう」の気持ちを届け、社会全体で子育てを応援していることを示すとともに、応援の機運を醸成するため、企業等と連携して、滋賀ならではの祝い品や、協賛品、子育てリーフレット等を届け、その訪問の際に状況を把握して、必要な支援につなげている。
- 実績 令和4年度申込件数 6,290件
令和4年度協賛企業数 17社（資金協賛2社、物品協賛12社、役務協賛3社）

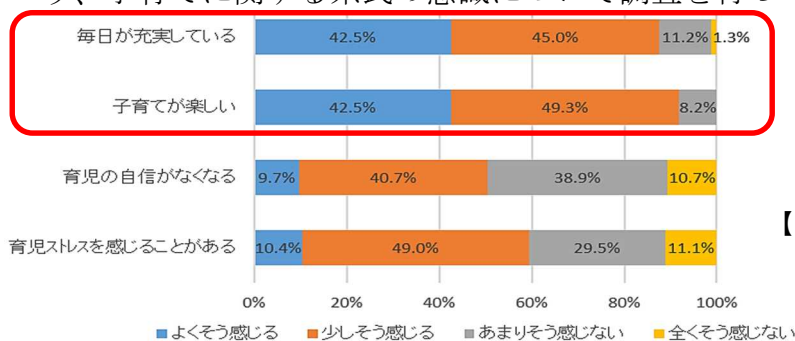
対象者アンケート結果 (R3)	とても嬉しい 75.7%	嬉しい 22.6%	普通ほか 1.7%
-----------------	--------------	-----------	-----------



- 「子どもの笑顔と幸せあふれる滋賀」を目指して、行政、地域、企業等が連携して取り組んでいることを全国に発信。
- 子どもを産み、育てることは負担にもままして、「楽しい・毎日が充実している」というポジティブキャンペーンを展開。

(3) 「子育てに関する県民意識調査」

県民の意識改革の取組がデータに基づいた効果的、合理的な内容のものとなるよう、子育てに関する県民の意識について調査を行っている。



➡ ポジティブ
キャンペーンの
展開が有益

【資料】 子育てに関する県民意識調査
滋賀県
平成30年（2018年）



子ども関連予算の拡大と適切な役割分担

- ▶ 地方財源の確保を含めた子ども関連予算を拡大し、国と地方が適切な役割分担のもと連携することにより、子ども・子育て政策の強化を図る。

【提案・要望先】内閣府

1. 提案・要望内容

(1) 子ども関連予算の倍増と財源の安定確保

- 子ども関連予算の大幅な拡大
- 財源の安定確保に向けた方策の幅広い検討

(2) 子ども関連施策における国と地方の適切な役割分担

- 地方の実情に応じて独自に活用できる十分な財源の確保

2. 提案・要望の理由

(1) 子ども関連予算の倍増と財源の安定確保

- 国においては、3月に公表された「こども・子育て政策の強化について（試案）」を踏まえ、骨太の方針に子ども関連予算の将来的な倍増を目指していく上での当面の方針を示すこととしている。
- 子ども関連予算の将来的な倍増に向けては、出生率の回復を実現した欧州諸国並みに引き上げていくことが必要と史料。
- また、財源の安定確保に向けては、社会全体で負担する方策を幅広く検討することが必要。

(2) 子ども関連施策における国と地方の適切な役割分担

- 本県では、子ども施策に関して全庁を挙げて様々な角度から関連施策を検討し、独自の施策として実施しているところであり、令和4年度には、複数年度での継続的な事業の実施を確保するため、10億円の基金を造成したところ。
- 令和4年度には7事業に0.5億円、令和5年度には39事業に1.5億円を充当するが、規模が限られるほか、本基金は4年ないし5年内での充当を予定する時限的な措置であるため、令和5年度事業では事業期間3年以内のものに限るといった制約が生じている。
- 地域の実情に的確に対応し、多様な子ども・子育て支援策の展開に確実につながるよう、十分な地方財源の確保が必要。

(本県の取組状況と課題)

(2) 子ども関連施策における国と地方の適切な役割分担

① 滋賀県子ども・若者基金（令和4年度に造成）

〈使途〉

- ア 子どもたちが健やかに育つための環境づくり
- イ 困難な状況にある子どもたちやその家庭への支援

〈規模〉 10億円

・令和5年度の充当事業【総数 39 件（新規 33 件・継続 6 件）】 ・充当事業の総額

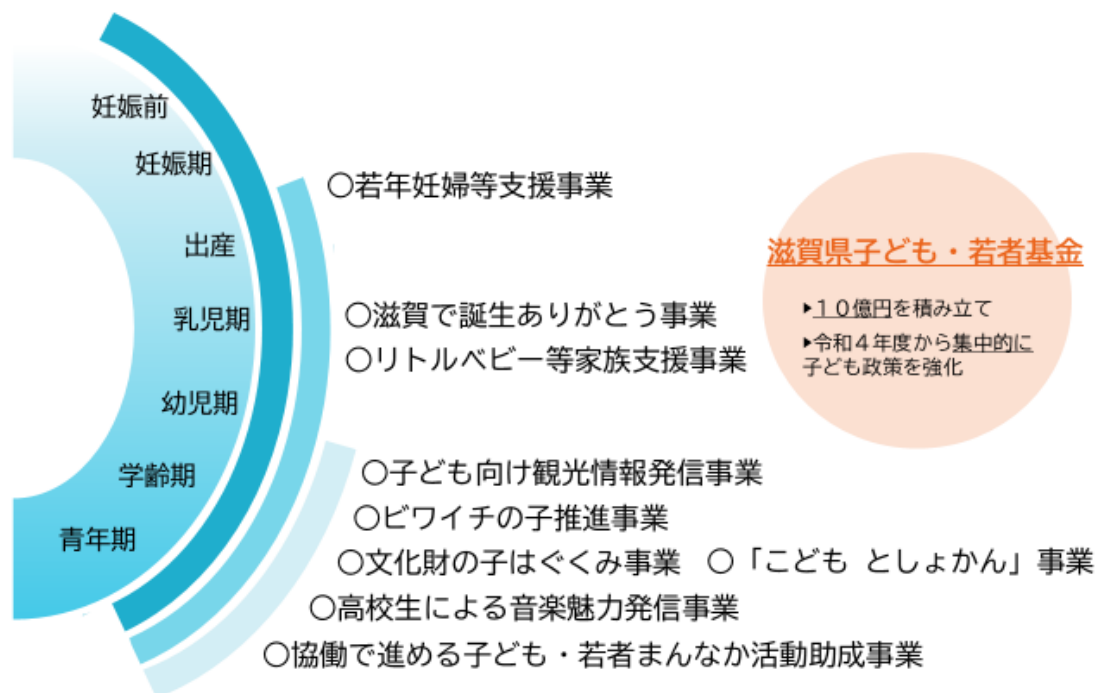
	健康医療福祉部	知事公室	総合企画部	文化スポーツ	琵琶湖環境部	商工観光労働部	農政水産部	教育委員会	事業費	子ども・若者基金
充当事業	10(6)	3	1	1	1	5	1	11	265,669	152,072

〈対象事業〉

次の取組について全庁的に呼びかけて選定

- ①子どもたちが自分らしく生きる力を育むための取組
- ②家庭や地域での安心・安全な子育て・学びに向かうことのできる環境づくりを図る取組
- ③特別な支援を必要とする子どもを支援する取組
- ④子育てや教育にかかる経済的負担を軽減する取組
- ⑤少子化対策の取組
- ⑥困難な状況にある子ども・若者やその家庭を支援する取組

② 基金による独自事業の例



担当：健康医療福祉部 子ども・青少年局 次世代育成係
TEL077-528-3565



オンラインを上手に
活かそう



感染症を正しく知って
行動しよう



今の気持ちを伝えよう



わくわく感動する
気持ちを持つよう



自分も周りの人も大切に



身体を動かして
しっかり遊ぼう



頼れる人や場所を見つけよう



しがCO₂
ネットゼロ
ムーブメント



Mother Lake
Goals

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

滋賀県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

子ども・子育てをみんなで応援！ 子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組の展開について

滋賀県では、子どもの笑顔と幸せあふれる社会を目指し、市町や民間等と連携して「すまいる・あくしょん」および「淡海子育て応援団」などの取組を進めてきました。

基本構想に掲げる「子どもを真ん中に置いた社会づくり」を推進するための取組の一つとして、子ども連れや妊娠中の方が気兼ねなく外出できるよう、県立施設において、休憩所や授乳室の設置のほか、駐車区画の確保や窓口の優先案内などを行っています。

現時点でこれらの取組を実施している施設を、県ホームページにて公開しました。今後も施設や取組内容を更新していきます。

記

このマークが
目印です！

- 施設数 ●●施設
- 対象 子ども連れ（原則小学生以下）または妊娠中の方
- 取組例 窓口の優先案内、駐車区画の確保、授乳室・休憩所の設置、待合室での絵本の貸出など
- 県ホームページ



<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kosodate/332600.html>



主な子ども施策の概要資料

		妊娠・出産	乳幼児	小学校	中学校	高校等 (概ね15～18歳を想定)	大学・専門学校 (概ね18～22歳を想定)	就労・結婚	
3 子ども・若者の健やかな育ち	育地(1)む取組支のえを	地域環境整備	こども読書推進、こども としょかん 読書バリアフリー 協働で進める子ども・若者まんなか活動助成事業 子ども食堂 【課題】地域の子育て環境の充実						
	(2)「生きる力」を育む学校教育等の充実	①多様な経験の機会付与	うみのこ、やまのこ、ホールの子、一日ふれあい牧場、湧水場見学会 ものづくりの魅力発信、ピワイチの子 高校新聞部による県政広報 つちっこプログラム 留学支援 【課題】青少年の主体的な社会参画の促進 若者の社会参画促進事業						
		②主体的活動の促進							
		③学校教育の充実	教員の人材確保 教員の加配、支援員等の配置 資質・能力向上のための研修 小学校専科指導の推進 少人数学級編制の実施 「読み解く力」定着・浸透プロジェクト関連事業 幼児小の架け橋プログラム 子どもの体力向上推進事業 高校魅力化推進事業 部活動の地域移行推進支援事業 【課題】不登校・引きこもりの増加への対応						
		④不登校等対策 ⑤非行防止	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業 ひきこもり支援センター事業 非行少年を生まない社会づくり・少年の健全育成活動の推進 非行少年等立ち直り支援事業 無職少年等非行防止対策事業						
4 困難な環境等にある子どもたちへの支援	(1)支援体制強化	重層的支援体制の整備(生活困窮、ヤングケアラー、孤独・孤立対策支援等) 子ども家庭相談センター体制強化事業 こころのサポートしがLINE相談事業 こころんだいやる							
	(2)社会的養護の推進	【課題】社会的養護の必要な子どもへの対応 子どもの権利擁護事業 社会的養護のもとで暮らす子どもたちの学び力サポート事業 地域養護推進事業 里親支援ネットワーク事業費 児童養護施設等で暮らす子どもたちの社会への架け橋づくり事業 児童養護施設等体制強化事業 児童養護施設等整備費 児童虐待防止対策事業							
	ラグ(3)対応ケア	ヤングケアラー支援体制強化事業							
	(4)貧困対策	困窮世帯のこどもの学習・生活支援 奨学資金貸付金 奨学のための給付金 高等教育の修学支援制度							
	(5)ひとり親家庭への支援	児童扶養手当支給事業 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ひとり親家庭総合サポート事業 ひとり親家庭総合サポート日常生活支援事業 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 ひとり親家庭自立支援給付金・高等職業訓練促進給付金等事業 ひとり親家庭福祉対策事業 母子家庭福祉医療費補助 父子家庭福祉医療費補助							
	(6)あ困る子どな環に	①障害者への支援	重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター事業 医療的ケア児保育支援者育成事業 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業 「地域で学ぶ」支援体制強化事業 職業的自立と社会参加を目指した職業教育充実事業 特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」推進事業 高等学校特別支援教育推進事業						
	②外国人、外国語話者への支援	子育て支援施設等利用給付 外国人児童生徒への支援事業 【課題】外国人世帯の増加への対応							

- 県が単独で実施する事業
- 県が国や市町と実施する事業
- 市町が単独で実施する事業
- ※市町によって実施状況に差異あり
- 国が単独で実施する事業

しが外国人相談センターの運営について

1 概要

平成5年に「多文化共生総合ワンストップセンター」として、滋賀県国際協会内に開設、令和元年に「しが外国人相談センター」に改称、対応言語を増やすとともに相談スペースの増設し、拡充を図った。

現在、ポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語、ベトナム語対応の外国人相談員を6名配置し、さらに多言語コールセンターを活用することで、日本語を含め13言語での相談体制で外国人県民等の相談業務に当たっている。また、令和2年度から滋賀弁護士会との協定締結により、多言語での法律相談を行い、専門的な相談に対応している。

令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症外国人向け相談総合窓口としての役割を担い、対応にあたっている。

2 事業費

R5年度予算額：23,256千円（うち国庫 10,000千円） [令和4年度：23,256千円]
国庫：[出入国在留管理庁]外国人受入環境整備交付金（運営） 一財負担分普通交付税措置

3 事業内容

① 相談員・通訳員の配置（6名）

ポルトガル語およびスペイン語相談員 3名、ベトナム語相談員 1名、
英語相談員 1名、タガログ語相談員 1名

② 多言語通訳（外部委託）（12か国語）

タブレット端末や電話を介した、通訳オペレーター・相談者・相談員との3者間通訳サービス（12言語：英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語）

③ 専門家相談の実施

弁護士による法律相談 月1回×12か月＝12回

④ 相談員の資質と能力向上のための研修会の開催および参加
相談員研修会の開催 年2回

4 令和4年度相談実績

○相談件数 2,032件

【言語別】

英語	ポルトガル語	スペイン語	ベトナム語	日本語	タガログ語	中国語	その他
76	684	421	84	493	259	14	1

【内容内訳】

入管手続	130	日本語学習	29
雇用・労働	153	防災・災害	0
社会保険・年金	212	住宅	57
税金	93	身分（結婚・離婚・DV等）	87
医療	488	交通・運転免許	51
出産・子育て	45	通訳・翻訳	50
教育	89	その他	548

【子どもに関する相談内容】

○相談件数 153 件

(1)通訳・翻訳などコミュニケーションに関すること：41 件

- ・学校や自治体からの通訳・翻訳の問い合わせ
- ・役所や学校等からのお知らせや手続きに関する問い合わせ

(2)法的相談や行政手続きに関すること：30 件

- ・在留資格や親権に関する相談
- ・出生届や社会保険に関する相談

(3)発達支援などの相談：26 件

- ・いじめやトラブルに関する相談
- ・問題行動に関する相談

(4)各種支援金や補助金などに関すること：24 件

- ・奨学金や就学支援金に関する相談
- ・ひとり親世帯に対する支援に関する相談

(5)医療に関すること：16 件

- ・病院の受診に関する相談
- ・新型コロナウイルス感染症に関する相談

(6)進路相談や手続きに関すること：14 件

- ・転入手続きに関する相談
- ・高校・大学進学についての相談